

平成 26 年 7 月 17 日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目 9 番 18 号
国際浜松町ビル 5 階
株式会社ラ・アトレ
代表取締役社長 脇田 栄一

「臨時株主総会招集ご通知」の一部訂正に関するお知らせ

平成 26 年 7 月 17 日付で株主様にご送付申し上げました、当社臨時株主総会招集ご通知の記載事項に一部誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は、_____を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

1. 招集ご通知 10 ページ

訂正前	訂正後
(12) 新株予約権の行使期間 平成 26 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日（但し、平成 29 年 8 月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、「(18) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日後以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。	(12) 新株予約権の行使期間 平成 26 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日（但し、平成 29 年 8 月 31 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、「(18) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日後以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。 <u>なお、当社は、当社の資金需要が具体的に発生するまでの間、事前に新株予約権者に通知したうえで本新株予約権の権利行使の禁止期間を設定することができる。</u>

以上